

横浜人形の家

指定管理者選定評価委員会

審査報告書

令和3年8月

1 経緯

横浜人形の家を管理運営する指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定にあたり、横浜人形の家指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、「横浜人形の家指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）5（1）に基づき、応募者の提出書類の審査及び面接審査を行いました。

このたび、選定評価委員会による審査が終了し、選定評価委員会として指定候補者を選定しましたので、「横浜人形の家指定管理者選定評価委員会運営要綱」第10条に基づき、ここに審査結果を報告します。

2 横浜人形の家指定管理者選定評価委員会 委員

	氏名	所属等
委員長	長畑 周史	横浜市立大学 国際商学部 准教授
委員	太田 匡彦	横浜商工会議所 事業推進部 部長
委員	嶋田 昌子	NPO法人横浜シティガイド協会 副会長
委員	田中 操	東京地方税理士会横浜中央支部
委員	林 直輝	一般社団法人日本人形玩具学会 理事

3 公募の経過

令和3年3月29日	第1回選定評価委員会（委員長の選任、公募要項等の確定） （傍聴者なし）
令和3年4月9日	公募のお知らせ、公募要項の公表
令和3年4月9日～4月15日	現地見学会及び応募説明会の参加申込の受付
令和3年4月16日	現地見学会及び応募説明会の開催（参加5団体9人）
令和3年4月16日～4月26日	応募登録の受付（1団体）
令和3年4月23日まで	第一回質問の受付
令和3年5月7日	第一回質問に対する回答公表
令和3年6月4日まで	第二回質問の受付
令和3年6月11日	第二回質問に対する回答公表
令和3年7月2日まで	応募書類の受付（1団体提出）
令和3年8月5日	第2回選定評価委員会（公開ヒアリング、本審査） （傍聴者1人）

4 応募者

次の1団体から応募がありました。

1 丹青社・東急コミュニティー共同事業体	
代表構成団体	株式会社 丹青社
構成団体	株式会社 東急コミュニティー

5 応募者の提出書類審査及び面接審査の実施

第2回選定評価委員会では、応募者について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項及び失格事項に該当しないことを確認しました。また、公募要項5（3）エにおいてあらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、応募者の提出書類の審査及び面接審査（応募者によるプレゼンテーション及び質疑）を行い、指定候補者の選定を行いました。

点数については、各委員の持点を280点とし、委員5名の合計1,400点を満点としました。公募要項5（3）エに定めたとおり、各委員の加減点項目を除く平均点が、最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の最高点（260点）の6割（156点））未満の場合は指定候補者として選定せず、いずれの団体も選定されない場合、改めて公募を実施することとしました。

6 評価基準項目

審査における評価項目と配点は、次頁のとおりです。

なお、配点は、施設の設置目的を理解し、「横浜人形の家指定管理者 業務の基準」を踏まえた提案を求めることに重点をおいて設定しています。

項目	審査の視点（例）	配点
1 団体の状況		20
(1)団体の理念、基本方針及び財務状況等 (様式9、10、11)	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設の管理運営者としてふさわしいか。 団体の財務状況は健全か。 	10
(2)応募理由 (様式12、13、14)	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。 	10
2 職員配置・育成		20
職員の確保、配置及び育成 (様式15、16)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定者の能力・資質の考えが適切か。 配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。確実に採用される見込みが高いか。 スタッフの育成に関する考え方が適切か。 館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか。 建物及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 職員の資質向上のための研修が計画されているか。 	20

項目	審査の視点（例）	配点
3 事業の企画・実施		75
(1)人形の保管 (様式 17)	<ul style="list-style-type: none"> ・学芸員の管理の下、適切な人形等の保存、管理が行われる内容となっているか。 ・人形等が体系的に整理され、展示替えなどに支障を来さないような体制が確立されているか。 ・人形等の保存状態に対する確認を定期的に行い、修復等の必要の可否を適切に判断できる内容となっているか。 	15
(2) 常設展示室の活用 (様式 18)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な展示替えや利用者満足を高めるための取組がとられているか。 ・新規来館者やリピーターの確保に対し、効果的・具体的な取組が行われる内容となっているか。 	15
(3) 企画展示室の活用 (様式 19、20)	<ul style="list-style-type: none"> ・企画展の実施計画（内容、回数等）は妥当なものか。 ・新たな顧客層を発掘し、集客力のある企画展の実施が期待できるか。 	20
(4) 人形劇等の開催 (様式 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の魅力の一つとして、人形劇の計画的な開催が計画されているか。 ・人形劇団に関する支援等、人形劇の普及に関する事業が期待できる内容となっているか。 	5
(5) 市民文化振興への貢献 (様式 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が参加できるワークショップや参加型講座、イベント等の事業が含まれているか。 ・次世代育成を目的とした事業の提案があるか。 	5
(6) 横浜人形の家及び本市観光施策に関する情報提供、広報、プロモーション (様式 23)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNS等による施設案内や講座情報等、利用者にとって必要な情報が適切に提供されているか。 ・公の施設として十分な説明責任が果たされているか。 ・紙資料やICT等を活用した情報発信・広報・プロモーション活動が積極的かつ適切か。 	10
(7) 新型コロナウイルスによる影響が継続した場合の施設運営の考え方 (様式 24)	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底した感染防止対策のもとで、安全・安心な施設運営が継続できる内容となっているか。 ・事業収入の変動に対応し、事業内容を一部見直すなど、指定管理業務の最適化に向けた対応の考え方が示されているか。 	5
4 施設の管理運営		65
(1)利用促進及び利用者サービスの向上、施設の提供 (様式 25、26)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的や特性、アフターコロナの生活・行動様式の変容などを踏まえ、計画的な利用促進、集客対策に取り組んでいるか。 ・利用者ニーズを把握し、利用者サービスの向上に努めているか。 ・利用者の要望、苦情等の受付方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。 ・貸室の考え方は適切か。 ・稼働していない日時帯の有効活用が考慮されているか。 	10

項目	審査の視点（例）	配点
(2)駐車場の運営 (様式 27、28)	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の利便性に繋がる駐車場運営方針が示されているか。 条例の目的の範囲内において、観光バスの誘致等、利用率向上及び来館者の獲得に向けた積極的な取組が計画されているか 	10
(3)建物及び設備の維持保全並びに管理 (様式 29)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画となっているか。 	10
(4)修繕等への取組 (様式 30)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。 建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。 	10
(5)事故防止体制・緊急時（防犯）の対応 (様式 31)	<ul style="list-style-type: none"> 事件・事故の防止体制が適切か。 事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 	10
(6)防災に対する取組 (様式 32)	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 日常的に、地域と連携した取組がなされているか。 	10
(7)個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組 (様式 33)	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。 	5
5 収支計画及び指定管理料		80
(1)利用料金等収入増への取組 (様式 34)	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。 	20
(2)指定管理料の額 (様式 35、38)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 	20
(3) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力 (様式 36)	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか。 経費削減等、効率的運営の努力の考えが具体的か。 	20
(4)施設の課題等に応じた費用配分 (様式 37)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか。 	20
小計（1～5）		260

項目	審査の視点（例）	配点
6 加減点項目		20
(1)市内中小企業等であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	10
(2)前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。（要求水準を下回った場合は、減点対象）	±10
合計（1～6）		280

7 応募者の提出書類審査及び面接審査の結果

応募者に対する提出書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及び質疑）を厳正に行った結果、以下のとおり決定しました。

	応募者	得点（合計）
指定候補者	丹青社・東急コミュニティー共同事業体	1,167点

※得点の内訳は、別紙のとおりです。

8 講評

(1) 評価及び指摘事項

指定候補者となった共同事業体の代表団体は、第一期指定期間の指定管理者であり、世界各国の人形の保存・展示を行っているという、他に類を見ない施設である横浜人形の家運営について、すでに一定の経験とノウハウを有していると言えます。指定管理者制度導入時は、入館者数の増加が大きな課題でしたが、様々な企画展の開催等を通じて新たな顧客層の獲得に努め、導入以前に比べ、第一期指定期間においては年2～3万人程度の入館者数の増加を実現しています。その上で、第一期で得た運営ノウハウや展示パートナー等のネットワークを活用し、第二期における当施設を継続発展させるという意思をもって応募いただいています。

事業計画については、貴重な所蔵人形等を活用した常設展の開催はもとより、マンガやアニメなどのポップカルチャーや新進の人形作家の人形を活用した、新規性・話題性のある企画展の開催により、新たな顧客層の発掘を引き続き実施する提案がなされています。

事業の実施体制については、駐車場の管理運営の専門企業と連携し、キャッシュレス決済対応などの利用ニーズに応じた新たなサービスの提供による利便性の向上や、新規利用者獲得に向けた営業等の実施により、条例で定める範囲の中で駐車場収入の増収を図るなど、体制が強化されており、その結果、指定管理料のみに依存しない収支計画が提案されています。

ただし、職員配置体制については、第一期の館長や学芸員を含む現在の体制を維持するとしていますが、そのうち学芸員については令和3年4月に交代したばかりであり、人形に特化した知識・ノウハウを獲得する途上にある、との回答があったことから、適切な館の運営のため、今後当該学芸員の人形の専門性に関するスキルアップが必須であることは指摘しておくべきかと思えます。例えば、共同事業体内でのバックアップ体制の構築や、類似施設との人材交流などの実施等が考えられます。

また、広報・プロモーションについて各種SNSを活用する提案ですが、それぞれのSNSの特性を踏まえた戦略的な活用を検討する必要があると考えます。

(2) 総評

応募は1団体でしたが、厳正な審議を行った結果、「丹青社・東急コミュニティー共同事業体」を指定候補者として決定しました。

指定候補者からの提案は、これまでの運営の実績から得られた知見や課題を十分に踏まえた、より良い運営への期待と指定候補者の決意が感じられる内容となっており、十分評価に値するものでした。

この提案を円滑に実行していくため、共同事業体及び連携企業がそれぞれの役割と責任を果たし、館長やスタッフが一丸となって施設の運営を通じた横浜の観光振興と市民文化の振興に努めてもらうと共に、管理面についても安心かつ安全な運営を実施してもらいたいと考えます。

来館者数のさらなる増加や、指定管理料のみに依存しない経営体質の向上を図るため、施設の特長や来館者属性などをしっかり捉え、効果的、効率的な事業展開を引き続き進めていただくことを期待します。

横浜人形の家 指定管理者選定 評価集計表 (配点:280点満点)

提案者名	丹青社・東急コミュニティー共同事業体				
総合評価点	1167				
評価者	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
1 団体の状況	20	20	20	20	20
(1)団体の理念、基本方針及び財務状況等(様式9、10、11)	10	10	10	10	10
(2)応募理由(様式12、13、14)	10	10	10	10	10
2 職員配置・育成	10	15	15	10	10
職員の確保、配置及び育成(様式15、16)	10	15	15	10	10
3 事業計画	70	73	73	67	53
(1)人形の保管(様式17)	15	15	14	13	11
(2)常設展示室の活用(様式18)	10	15	14	13	8
(3)企画展示室の活用(様式19、20)	20	20	20	20	15
(4)人形劇等の開催(様式21)	5	5	5	4	3
(5)市民文化振興への貢献(様式22)	5	5	5	4	4
(6)横浜人形の家及び本市観光施策に関する情報提供、広報、プロモーション(様式23)	10	8	10	8	7
(7)新型コロナウイルスによる影響が継続した場合の施設運営の考え方(様式24)	5	5	5	5	5
4 施設の管理運営	40	63	65	60	51
(1)利用促進及び利用者サービスの向上、施設の提供(様式25、26)	5	8	10	8	7
(2)駐車場の運営(様式27、28)	10	10	10	8	8
(3)施設及び設備の維持保全並びに管理(様式29)	5	10	10	9	8
(4)修繕等への取組(様式30)	5	10	10	10	8
(5)事故防止体制・緊急時(防犯)の対応(様式31)	5	10	10	10	8
(6)防災に対する取組(様式32)	5	10	10	10	8
(7)個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組(様式33)	5	5	5	5	4
5 収支計画及び指定管理料	65	72	77	75	58
(1)利用料金等収入増へ取組(様式34)	15	18	20	20	15
(2)指定管理料の額(様式35、38)	15	18	20	18	13
(3)指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力(様式36)	20	18	19	18	15
(4)施設の課題等に応じた費用配分(様式37)	15	18	18	19	15
小計(1~5) 委員の平均点が156点(合計点の6割以上)が必須	205	243	250	232	192
6 課減点項目	10	10	10	10	5
(1)市内中小企業等であるか	0	0	0	0	0
(2)前期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ)	10	10	10	10	5
合計	215	253	260	242	197

左記の審査結果を報告します。

令和3年8月5日

(記名もしくは押印)

田中 繁

(記名もしくは押印)

林 直輝

(記名もしくは押印)

長畑 周史

(記名もしくは押印)

丸岡 道彦

(記名もしくは押印)

嶋田 昌子